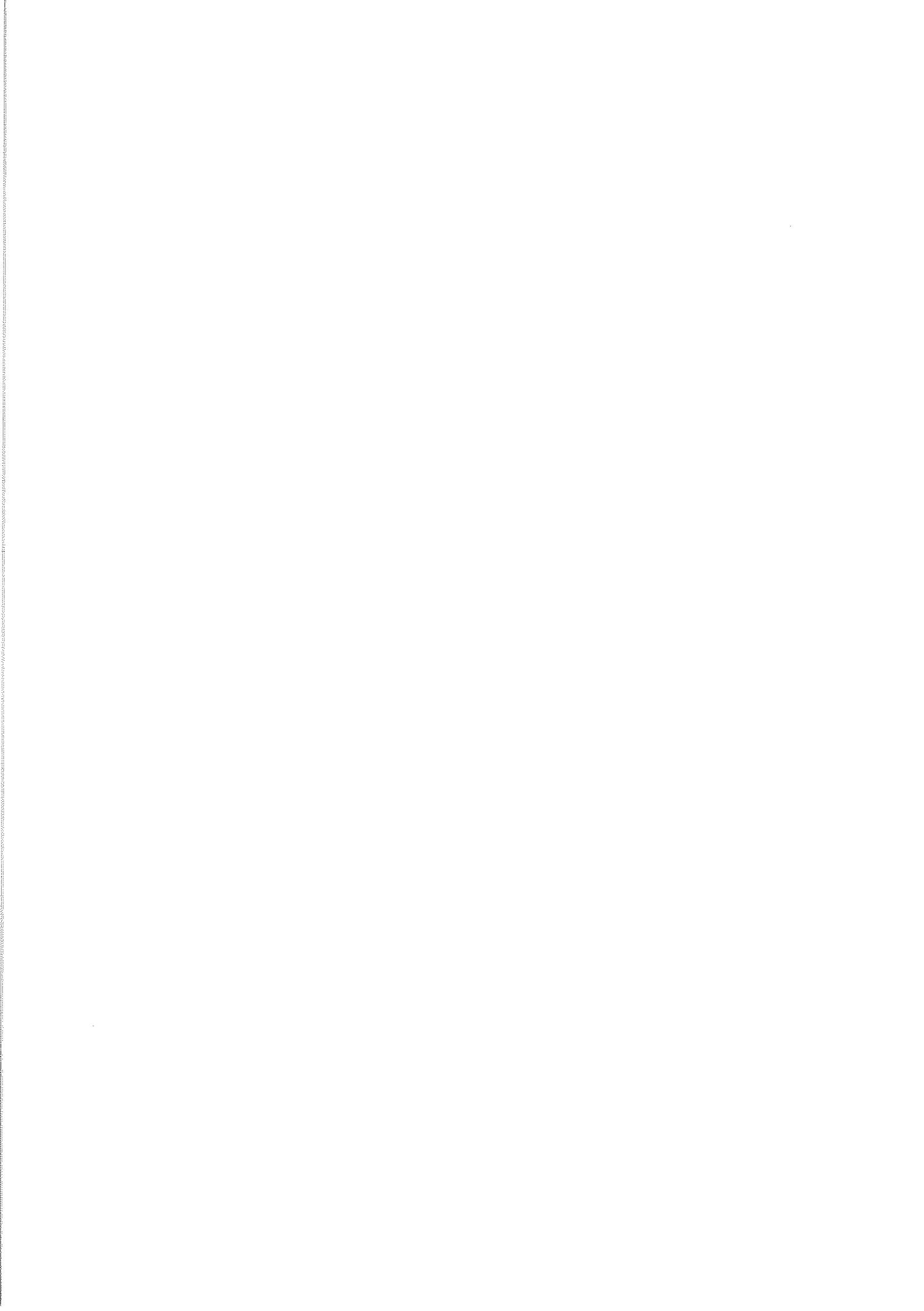


令和 6 年度

社会福祉法人

庄内町社会福祉協議会

事業計画



# 令和6年度　社会福祉法人庄内町社会福祉協議会　事業計画

## 第1　基本方針

今年は、元日の能登半島地震から一年が始まり、羽田空港の航空機事故もこれに続き、災害発生の衝撃をあらためて認識することとなりました。加えて、収束しない新型感染症や混迷する世界情勢による影響など、地域社会を取り巻く状況が激しく変化している現在、物価高騰による経済的な困窮、地域での孤立、不安定な雇用による精神的な負担感の増加、また、ひきこもりやDV、児童虐待、権利擁護、ヤングケアラーなど、人々の地域生活課題が多様化、個別化、複合化、複雑化しています。

こうした状況に対応するため、国においては、国民の命・暮らし・雇用を守るための対応を行うとともに、すべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り高め合う地域共生社会の実現に向けて、相談支援、参加支援、地域づくりの一体的実施による重層的支援体制の整備促進、生活困窮者自立支援、ひきこもり支援、成年後見制度の利用促進などを図り、自立した生活の実現と暮らしの安心を確保する取り組みを進めています。

地域生活課題の解決に向け、法律や制度による福祉サービスの充実はもとより、関連機関・団体等との協働による支援体制の強化に加え、地域住民が主体的、積極的に社会福祉活動に関わる、いわゆる「地域力」、「住民力」をもって取り組むことが必要であります。

本会は、これらの課題を包含し、策定された「第3期庄内町地域福祉活動計画（令和4年度～令和8年度）」の基本理念である『健やかで　やさしい　健康・福祉のまちづくり』の実現に向け、住民参加を基本とした幅広い関係団体との連携、協働をさらに強化し、定めた4つの基本目標に対し、地域情勢に柔軟に適応して取り組み、地域福祉を推進する中心的組織としての役割を着実に果たしていきます。

### ◎基本目標1　地域が支えあう「つながり」の構築

地域で自分らしく生活するにあたり、一人ひとりが「支え手」「受け手」の関係を超えて、つながる仕組みづくりを構築するとともに、地域住民が積極的に福祉活動へ参加し、住みよい地域づくりを推進、行政、福祉員、民生委員・児童委員などの福祉関係者、団体等と連携し、地域共生社会実現の一翼を担います。

## ◎基本目標2 地域住民の「生活を支える」取り組みの推進

住み慣れた地域で、誰もが安心して自立した生活を送ることができるよう、地域生活課題の把握、解決に向けて、相談体制の充実と、介護、障がい、生活困窮等の課題に包括的、かつ重層的に支援する体制を整備、関係機関との連携を強化し、地域における丸ごと相談窓口として、地域住民の生活を支える仕組みづくりを進めます。

## ◎基本目標3 福祉サービスの充実に向けた取り組み

利用者の人権、意思を尊重し、住み慣れた地域で安心して尊厳ある生活を送り続けられるよう、専門的、継続的視点をもって、適切な福祉サービスを提案、提供します。

また、地域住民が高齢者、障がいのある方等への理解、配慮を深め、高齢者、障がいのある方等も積極的に社会に参加できるよう、誰もが社会的な役割を担うノーマライゼーションを推進します。

## ◎基本目標4 地域福祉推進のための基盤づくり

地域住民が主役となる福祉のまちづくりを進めていくために、事務機構、業務体制を整備・構築、効率的・効果的な施設運営をおこなうとともに、関係機関との連携強化による円滑な地域福祉サービスの展開を推進します。

また、地域福祉活動への地域住民、地域組織、企業等の参画を促進するため、広報「福祉しようない社協」の発行のほか、ホームページ、SNS等を活用し、福祉活動、社会福祉に関する情報を発信し、周知、理解を図ります。

以上、基本方針とし、この方針に基づく具体的実施計画の推進について、地域住民の参画と協働、行政、福祉員、民生委員・児童委員などの福祉関係者、団体、ボランティア等との連携と協力のもとに、一人ひとりが日々ともに支え合い、生活における楽しみや生きがいを見出し、生活上のさまざまな困難を抱えた場合でも、社会から孤立せず、安心して、その人らしい生活を送ることができる社会「ともに生きる豊かな地域社会」の実現を目指します。

## 第2 具体的実施計画

令和4年度から5年間を計画期間とする「第3期庄内町地域福祉活動計画」（第3期活動計画）は3年目の年度となり、事業の充実に向け令和6年度に取り組むべく社会福祉推進のための基盤づくり、組織体制の強化、周知・啓発活動の推進、活動財源の確保、関係団体との協働・連携等を実施し、体制づくりを推進していきます。

多様化する福祉課題を解決するため、各部署連携し事業展開を図ってまいります。

### 1 法人運営（総務福祉課）

| 事業名        | 主な内容   | 事業費（千円）                             |
|------------|--|-------------------------------------|
| 組織体制の強化    | <ul style="list-style-type: none"> <li>①理事会・評議員会の開催           <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人運営全般の企画、立案、決定</li> </ul> </li> <li>②理事・評議員・監事研修会の開催及び参加           <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉等に関する研修会を開催</li> </ul> </li> <li>③専門委員会（組織財政部会・厚生福祉部会）の開催           <ul style="list-style-type: none"> <li>・第3期庄内町地域福祉活動計画に係る事務事業評価</li> <li>・事業、サービスの見直し、新規事業の検討</li> </ul> </li> <li>④事務局体制の強化           <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関との連携、情報と課題の共有等</li> </ul> </li> <li>⑤職員の資質向上を目的とした研修、資格取得支援の実施           <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員のキャリア形成に即した研修の実施</li> <li>・職務遂行のために必要な資格を取得した際に助成金を交付</li> </ul> </li> <li>⑥施設のあり方の検討           <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域ニーズを考慮した効率的・効果的な施設運営の検討</li> </ul> </li> </ul> | 1,009<br>(1,009)<br>※( )内は<br>前年度予算 |
| 周知・啓発活動の推進 | <ul style="list-style-type: none"> <li>①福祉員活動の推進           <ul style="list-style-type: none"> <li>・意見交換、情報共有の場を開催し、事業周知と地域の現況・課題の共有</li> <li>・福祉課題の解決に向け研修会を開催し、福祉員としての意識の啓発</li> </ul> </li> <li>②広報委員会の開催           <ul style="list-style-type: none"> <li>・広報紙「福祉しようない社協」の編集方針や掲載内容の見直し</li> <li>・ホームページやSNS（フェイスブック・ツイッター等）の活用による事業の周知</li> </ul> </li> <li>③出前講座の開催           <ul style="list-style-type: none"> <li>・広報紙等並びにホームページにより出前講座を周知し、集落や団体等からの要請により実施</li> </ul> </li> <li>④街頭募金の実施           <ul style="list-style-type: none"> <li>・赤い羽根共同募金のスタートに合わせ、町民の皆様から理解と協力をいただくために、関係者による街頭募金を実施</li> </ul> </li> </ul>   | 1,020<br>(1,160)                    |
| 活動財源の確保    | <ul style="list-style-type: none"> <li>①社協会費の納入協力と啓発           <ul style="list-style-type: none"> <li>・社協会費の一括納付事務費助成金交付要綱を整備し、一括で納付していただいた集落に対して事務費を交付</li> </ul> </li> <li>・地域福祉に関心や意識が高く、本会の活動に賛同する団体・篤志者を募り、特別会費・賛助会費の納入を推進</li> </ul>   | 350<br>(300)                        |

| 事業名             | 主な内容   | 事業費（千円）      |
|-----------------|--|--------------|
|                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・コンビニ収納検討と地域性に配慮した利便性アップへの対応</li> <li>・会費をお願いする世帯の基準明確化と福祉員との情報共有</li> <li>②赤い羽根共同募金・歳末たすけあい運動の拡充           <ul style="list-style-type: none"> <li>・活動目的・募金使途の周知を徹底し、協力を依頼</li> <li>・街頭募金の実施（再掲）</li> </ul> </li> <li>③活動財源の確保（補助金・委託金・事業収入）           <ul style="list-style-type: none"> <li>・町との連携を図り、現実的かつ効果的な委託事業の推進</li> <li>・介護サービス事業及び障害福祉サービス事業収入の安定的な財源確保</li> </ul> </li> </ul> |              |
| 関係団体との<br>協働・連携 | <ul style="list-style-type: none"> <li>①民生委員・児童委員活動との連携強化           <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域で課題を抱えた方への支援協力</li> <li>・地域福祉活動への意識、目的の共有化に向けた研修の実施</li> <li>・福祉員との懇談の場の開催などによる連携強化</li> </ul> </li> <li>②学区・地区まちづくりセンターとの連携           <ul style="list-style-type: none"> <li>・学区・地区まちづくりセンターと連携し、地域に応じた活動の醸成</li> <li>・福祉まちづくりの推進</li> <li>・福祉講座などの開催に係る情報提供、協力</li> </ul> </li> </ul>                            | 240<br>(240) |

## 2 地域福祉事業（総務福祉課）

| 事業名  | 主な内容  | 事業費（千円）          |
|--|---|------------------|
| 地域ふれあい<br>事業<br>①食事（配食）<br>サービス                      | <p>食事の調理が困難な方、障がいをもつ方等に対して、栄養のバランスがとれた食事の提供及び声かけ活動の実施</p> <p>実施地域及び実施日</p> <p>余目地域 毎週水曜日及び金曜日の昼食（祝日を除く）</p> <p>立川地域 毎週火曜日及び金曜日の昼食（8月と祝日を除く）</p>   | 790<br>(717)     |
| ②集落いきいき<br>サロン活動                                     | <p>地域での孤立・閉じこもりの防止、健康・生きがいづくり、仲間づくりや世代間交流等を目的に、集落の中で誰でも気軽に集える憩いの場として「いきいきサロン」活動を支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年間5回以上のサロン開催で1集落につき、助成金10,000円を交付</li> <li>・サロン事業並びに実施取組についての周知</li> <li>・事業の企画や内容に関する情報提供</li> </ul>  | 750<br>(750)     |
| 生活困窮者支援<br>事業<br>①生活福祉資金<br>貸付制度の<br>活用<br>(県社協から受託) | <p>金融機関等からの借り入れが困難な世帯に対し、生活の安定を図ることを目的に、必要な資金の貸付（受付）と生活支援の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・世帯の生活安定を図るために、地域の民生委員による相談・支援の実施</li> <li>・本会及び関係機関等による自立に向けた継続的な支援・指導</li> <li>・コロナ特定貸付業務に係るフォローアップ支援の実施</li> <li>・貸付フォローアップ支援員の配置</li> </ul> <p>対象者：世帯の収入が一定基準以下の低所得、障がい者、高齢者等世帯</p> | 3,652<br>(3,220) |

| 事業名             | 主な内容   | 事業費（千円）          |
|-----------------|--|------------------|
| ②福祉資金の貸付        | <p>生活する上で、緊急を要するほどに困窮された方への一時的な資金の貸付と生活指導の実施</p> <p>対象者：町内に住所を有し、償還能力があり、確実な保証人を有する方</p> <p>貸付限度額：1回当たり50,000円以内</p> <p>貸付期間：10ヶ月以内（無利子）</p>   | 1,000<br>(1,000) |
| ③生活援護金の支給       | <p>経済的に生活が困窮している世帯に対し、本会会長が定めた金額を生活援護金として支給し、援護を行うことにより生活の安定を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・8月に対象者の指定する金融機関へ口座振込</li> </ul>  | 1,000<br>(1,500) |
| ④歳末たすけあい運動募金の実施 | <p>誰もが安心して新しい年が迎えられるよう、11月から年末にかけて歳末たすけあい運動を展開し、町民及び町内事業所に募金のご協力を依頼</p> <p>集められた募金は、配分委員会で協議のうえ町内の生活困窮世帯等へ配分</p>   | 2,312<br>(2,312) |
| 法律相談所の開設        | <p>町民を対象に、日常生活において直面する法律的諸問題のうちその解決に専門的な法律の知識を要するものについて弁護士による適切な指導又は助言を受けるための法律相談を開設</p> <p>開設日時 第4水曜日 午後1時30分～午後3時30分</p> <p>開設場所 余目老人福祉センター 4、8、12、2月<br/>立川老人福祉センター 6、10月</p>   | 150<br>(150)     |
| ボランティア活動の推進     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティアセンターを運営し、ボランティアの相談窓口としての連絡調整を実施</li> <li>・ボランティア団体並びにボランティア連絡協議会との連携を図り、活動の推進を図る</li> <li>・ボランティア活動者希望者や実践者のニーズ沿った研修や講座を開催し、ボランティア活動に対する町民の意識の向上を促進</li> <li>・ボランティア関係事業等へ参加及び協力を行い、町内のボランティア活動者の情報交換の場の提供</li> <li>・ボランティア活動保険の加入等の事務手続き</li> <li>・除雪ボランティアのPRと登録者の拡充</li> <li>・災害ボランティアセンター設置・運営について、各関係機関と連携・情報共有を図り、協力体制づくりの推進</li> <li>・災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルの見直し</li> <li>・災害ボランティアセンター運営スタッフの登録者の募集</li> <li>・災害ボランティアセンター設置・運営研修会の開催</li> </ul> | 660<br>(660)     |
| 福祉教育の推進         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域での福祉教育の推進</li> <li>・住民の福祉意識の向上と地域福祉活動への理解を深めるための取り組みを推進</li> </ul>   | 52<br>(52)       |

| 事業名                                       | 主な内容  | 事業費（千円）      |
|---|---|--------------|
|   | <p>取り組みを推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・世代間交流事業の実施検討</li> <li>・社会福祉への理解と関心を高めるため、総合的な学習等への協力（出前講座）</li> <li>・福祉教育の醸成のため、福祉標語等の募集と掲示</li> </ul>   |              |
| 広報活動                                      | <p>親しみやすくわかりやすい紙面構成に努め、本会及び地域の情報を発信しながら、町民の方々へ本会の活動に対する理解と関心を啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広報紙「福祉しようない社協」を発行し、全世帯へ配布</li> <li>・見やすい紙面づくり</li> <li>・県社協発行の機関誌「たすけあい」を、本会役員等に配布</li> <li>・ホームページやSNS（フェイスブック・ツイッター等）を活用したきめ細かな情報発信</li> <li>・町民に広く周知するための方法の見直し</li> </ul>   | 450<br>(450) |
| 農福連携拠点整備事業                                | <p>福祉分野のネットワークを活用し、地域課題に対応した「プラットホーム」として機能する拠点施設整備を関係機関と連携し図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「産業」と「福祉」を結びつける拠点</li> <li>・「農福連携」の新たな商品開発</li> <li>・憩いの場の提供</li> </ul>  | 500          |
| 福祉サービス利用援助事業<br>(日常生活自立支援事業)<br>(県社協から受託) | <p>認知症で高齢な方、障がいのある方に対し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などの援助をおこない、地域で安心して暮らせるよう支援</p> <p>対象者：町内に住所を有し、次のいずれにも該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・判断能力が不十分でありながらも、本事業の契約内容を理解し得る能力を有していると認められる方</li> <li>・本事業の利用を希望している方</li> </ul> <p>支援内容：専門員が、利用者の各種相談を聴き支援内容を定め、生活支援員が利用者へ具体的なサービスを提供</p> <p>①福祉サービス利用のお手伝い</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉サービスの利用に関する情報の提供、相談</li> </ul> <p>②日常的な金銭の出し入れのお手伝い</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日用品の購入代金や公共料金の支払い等の手続き</li> <li>・預貯金の出し入れ、解約などの手続き</li> </ul> <p>③大切な書類等のお預かり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年金通帳・預金通帳・印鑑などを預かりして、貸金庫など安全な場所で保管</li> </ul> <p>利用料：サービス開始までの相談・支援計画作成等は無料<br/>サービス開始後の援助は、1回1時間程度1,500円<br/>(生活保護世帯の方は公費補助により利用料を免除)</p> | 717<br>(911) |
| 火災見舞金贈呈事業                                 | 町内に住家を有し、火災により住家を消失及び損傷した町民に対し、要綱により火災見舞金を支給  | 100<br>(100) |

| 事業名            | 主な内容   | 事業費（千円） |
|----------------|--|---------|
| 赤い羽根共同募金運動への協力 | <p>毎年10月1日から全国一斉に共同募金運動を展開し、地域の方々や企業等に募金活動へのご協力を依頼</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・街頭募金の実施（再掲）</li> </ul> <p>集められた募金は、県内の施設・団体等と本会に配分され、次年度における地域福祉事業の財源として活用</p>  |         |
| 福祉関連団体等の育成指導   | <p>各団体の自主的運営を助長しながら、その役割と機能を十分果たせるように、連絡調整を促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・庄内町老人クラブ連合会</li> <li>・余目身体障害者福祉会</li> <li>・立川身体障害者福祉協議会</li> <li>・庄内町手をつなぐ育成会</li> <li>・庄内町ボランティア連絡協議会</li> <li>・その他福祉関連団体等</li> </ul> |         |

### 3 生活支援事業（総務福祉課）

| 事業名  | 主な内容   | 事業費（千円）          |
|--|--|------------------|
| 生活困窮者等相談支援事業<br>(相談支援員の配置)<br>(庄内町から受託)    | <p>一時的な相談支援として、生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、県との連絡調整、自立相談支援事業等の利用勧奨、その他必要な援助を行い、支援体制の構築を図る</p> <p>①一時的な相談支援等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活困窮者の複合的な課題に包括的・一元的に対応する相談窓口の設置</li> <li>・他制度や他機関へのつなぎ</li> <li>・関係機関への情報提供、相談者への制度に関する情報提供、助言の措置</li> <li>・県が実施する自立相談支援事業等への利用者勧奨</li> </ul> <p>②県との連携調整、支援サポート等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支援調整会議の出席、機関への協力、相談者へのフォローアップ</li> <li>・相談者の状況把握、継続した相談支援の体制整備</li> <li>・継続支援が必要な方へのアウトリーチの徹底</li> <li>・食糧支援及び日用品等支援の実施（フードバンク対応）</li> </ul> | 5,764<br>(6,400) |
| 障害者相談支援事業<br>(庄内町障害者相談支援センター)<br>(庄内町から受託) | <p>障がい児・者が地域で安心して暮らすことができるよう「障害者の日常生活を総合的に支援する法律」に基づく身体・知的・精神、その他他の障がいに対応できる地域の拠点として、関連機関と連携を図り支援してまいります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害福祉サービスの利用につながる支援の実施</li> <li>・障がいの種別・年齢を問わず、気軽にご相談を頂ける相談窓口としての機能</li> </ul>  | 7,042<br>(7,112) |

| 事業名   | 主な内容   | 事業費（千円）          |
|---|--|------------------|
|   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会資源を活用するための支援の実施<br/>地域でより良く暮らしていただくためのご本人をとりまく環境調整</li> <li>・社会生活力を高めるための支援の実施<br/>住み慣れた地域で自分らしい生活を送っていただくための支援</li> <li>・権利の擁護のために必要な支援の実施<br/>家庭や地域で生活していく上での基本的人権を保障するための援助</li> <li>・専門機関の紹介<br/>相談内容に応じて、専門機関の紹介等の情報提供</li> <li>・地域自立支援協議会の運営への協力<br/>町が設置した地域自立支援協議会に対しての運営協力</li> <li>・専門的な相談支援等を要する困難ケースへの支援を実施<br/>地域における関連機関と一体となり、個別支援会議を開催する等協力体制の構築と継続した支援の実施</li> <li>・交流機会の提供とネットワークやペアレント・トレーニングの促進<br/>障がい児・者とその保護者等に交流の場を提供し、ネットワークやペアレント・トレーニングを促進<br/>家族会の定例会、交流活動（お楽しみ会）、カフェの支援</li> <li>・地域における障がい児・者理解を促す地域支援事業の実施<br/>障がい福祉に関心のある町民の方、障がい当事者・ご家族の皆様に、障がい福祉について理解頂くため、障がい福祉サービス事業所見学等の機会を創出<br/>地域支援事業：障がい福祉サービス事業所見学ツアーや講座等</li> </ul> |                  |
| ひきこもり 対策推進事業<br>(ひきこもり サポート事業)<br>(庄内町から受託) | <p>ひきこもり状態にある本人や家族からの相談を受け受け付け、定例に開催する相談会にて適切な助言を行うとともに、必要に応じて地域における関係機関との連携を図ります。</p> <p>また、町と共同し地域における社会資源の掘り起こしや、情報提供の役割を担い、ひきこもりの状態にある本人の自立を促進し、福祉の増進を図ることを目的として実施していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ひきこもり相談会事務局業務<br/>電話での相談受付、記録の作成、ひきこもりサポーター及び関係機関との連絡調整</li> <li>・相談会の実施<br/>月2回の相談会の実施、電話やSNS等を活用し相談者の状況に応じた相談支援の実施</li> <li>・関係機関との連携<br/>市町村プラットホームの設置（支援調整会議の実施）<br/>必要に応じた関係機関との連絡調整、社会資源の開発検討</li> </ul>   | 8,703<br>(8,638) |

#### 4 地域包括支援センター事業 (包括課)

庄内町地域包括支援センター運営方針に沿って業務を行います。高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるよう、地域における包括的・継続的な支援を行います。

一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯が増えているため、福祉員、民生委員、関係機関と連携して業務を行います。

町の担当係と協力して地域支援事業について実施取り組みを行います。

| 事業名          | 主な内容  | 事業費 (千円)           |
|--------------|---|--------------------|
| 指定介護予防支援     | 予防給付の対象となる要支援者が介護予防サービス等の適切な利用等行うことができるよう、介護予防サービス計画を作成し関係機関との連携調整などを行う一部を指定居宅介護支援事業所に委託する  | 9,138<br>(9,438)   |
| 生介活護支援防総・合日常 | 第一号介護予防支援事業<br>(介護予防ケアマネジメントA、B、C)<br>一部を指定居宅介護支援事業所に委託する。  |                    |
| 一般介護予防事業     | 介護予防普及啓発事業<br>出前講座（認知症予防を含む介護予防、）の実施  |                    |
| 包括的支援事業・任意事業 | 総合相談事業<br>①相談内容の課題把握<br>②実態把握訪問による要援護高齢者等への支援<br>③地域住民への啓発活動<br>④関係者会議等への出席による連携<br>⑤地域共生社会の実現に向けた取組の推進   | 35,326<br>(32,984) |
| 地域包括支援センター運営 | 権利擁護業務<br>①高齢者虐待への対応<br>(庄内町、関係機関と協力して行う)<br>②権利擁護支援（成年後見制度の申立て支援等）<br>③消費者被害防止のため、被害情報の把握、情報を伝達し被害を防ぐ<br>④専門職の支援スキルアップのため権利擁護についての研修会を開催する                                       |                    |
|              | 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務<br>①介護支援専門員への支援<br>②介護支援専門員を対象とした研修の開催<br>③地域ケア個別会議<br>(支援困難事例に対し関係機関と対応策を検討し支援)<br>④各地区の地域見守り会議を開催し、庄内町、民生委員児童委員、居宅介護支援事業所、社協福祉係等と地域の見守りについての情報交換、住民の支援につなげる |                    |

町が取り組む下記の業務について協力する

| 事業名       | 主な内容                                       | 事業費 (千円)       |
|-----------|--|----------------|
| 認知症総合支援事業 | ①認知症地域支援推進員の配置<br>②認知症カフェの実施<br>③認知症相談会の実施 | 1,003<br>(852) |

| 事業名          |            | 主な内容   |                  |
|--------------|------------|--|------------------|
| 包括的支援事業・任意事業 | 認知症総合支援事業  | ④認知症初期集中支援チームへの協力<br>⑤その他、認知症の相談等、町・関係機関と連携し協力する                                       |                  |
|              | 生活支援体制整備事業 | 生活支援コーディネーター業務<br>①地域（集落）での支えあい（介護予防・生活支援）活動の支援<br>②住民主体の高齢の方々の居場所づくり推進<br>③生活支援体制構築支援 | 6,189<br>(4,746) |
|              | 任意事業       | 家族介護支援事業等<br>その他の事業等<br>(ケアプラン点検の実施)<br>(自立支援型地域ケア会議の実施)<br>(認知症サポートー養成講座等)            | 町・関係機関と連携し協力する   |

#### 令和6年度庄内町地域包括支援センター 重点業務

庄内町福祉総合相談センターや関係機関等との協働により、高齢・障がい・子ども・生活困窮等包括的な相談に対応します。

#### 5 介護サービス事業（介護サービス課）

地域の身近な相談窓口として相談に迅速に対応し必要な支援を行います。

利用者のより良い生活の維持、向上に向け、心身の特性を踏まえ、心身の状況、環境等に応じて適切なサービスが利用できるよう調整、支援を行います。また、その有する能力に応じた自立した日常生活を営む事ができるよう生活全般を支援いたします。

なお、引き続き感染症拡大防止対策を実施し、自然災害発生時の対策の実施を行います。

介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）においては、利用者が自立に向けて目標をもって生活できるよう支援いたします。

| 事業名                      | 主な内容  | 事業費（千円）            |
|--------------------------|---|--------------------|
| 居宅介護支援事業<br>(介護センターほほえみ) | ・要介護認定者のケアマネジメントの実施<br>アセスメント（生活課題の分析）、ケアプラン（サービス計画）作成、サービス担当者会議の開催、モニタリング（サービスの進行中における評価）の実施、サービス事業所との連絡調整<br>・介護予防・総合事業利用者のケアマネジメントの実施<br>※受託業務<br>アセスメント、予防ケアプラン作成、サービス担当者会議の開催、モニタリングの実施、サービス事業所との連絡調整<br>・要介護、要支援の更新の際の認定調査 ※受託業務<br>・給付管理業務の実施<br>・医療、行政、地域包括支援センター、サービス事業所 | 20,487<br>(19,808) |

| 事業名                    | 主な内容  | 事業費（千円）            |
|------------------------|---|--------------------|
|                        | <p>との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険、高齢者福祉サービスの相談業務、介護保険申請代行の実施</li> <li>・事業所内研修の充実と事業所外研修への参加により、職員の資質向上に努める</li> <li>・介護サービス等の利用者が必要な方が適切に利用できるように、本会広報紙、ホームページ等で広報活動を行う</li> <li>・感染症拡大防止対策の継続実施、自然災害発生時の対策の実施を行う</li> <li>・高齢者虐待防止（身体拘束防止）に取り組む</li> </ul>  |                    |
| 訪問介護事業<br>(介護センターほほえみ) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問介護サービスの実施<br/>介護保険法に基づく訪問介護サービスの実施<br/>要介護状態の方を対象として、自宅での入浴、排泄、食事等の介護、デイサービスへの送り出し、生活全般に援助を行う。</li> <li>・第1号訪問事業の実施<br/>総合事業に基づく訪問型サービスの実施<br/>要支援、事業対象者の方を対象として、身体介護、日常生活（買物、掃除、洗濯等）の支援を行う。</li> <li>・指定障がい福祉サービス（居宅介護　重度訪問介護同行援護）事業の実施</li> <li>・障害者総合支援法に基づく身体障がい者（児）・知的障がい者（児）・精神障がい者（児）の居宅介護、視覚障がい者（児）の外出時における必要な支援の実施</li> <li>・介護職員処遇改善加算と介護職員等特定処遇改善加算の算定<br/>介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みをおこなう事業所に認められる加算</li> <li>・事業所加算の算定<br/>サービスの質の高い事業所を積極的に評価する観点から人材の質の確保、介護職員の活動環境の整備、重度要介護者への対応などを行っている事業所に認められる加算</li> <li>・介護職員の人材確保、育成<br/>パンフレット、広報紙、ホームページにて事業所の周知町の事業への参加等による広報活動の実施<br/>個別に研修計画を作成し、新人研修を実施</li> <li>・感染症拡大防止対策の継続実施、自然災害発生時の対策の実施を行う</li> <li>・高齢者虐待防止（身体拘束防止）に取り組む</li> </ul> | 33,751<br>(31,013) |

## 6 障害福祉サービス事業（障害者多機能型施設ひまわり園）

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づき、利用者の個々のニーズに合った、きめ細かなサービスの提供を目的に運営してまいります。

また、利用者一人ひとりが自己の力を発揮できるように、自らのニーズの実現に向けた支援、相談助言を実施し、自立を支援してまいります。

生活介護事業、就労継続支援（B型）事業、就労定着支援事業の各事業活動に関わる利用者の特性を活かし、地域社会の一員として、やりがいを持ち生き生きと活動に取り組めるようにきめ細かく支援してまいります。

庄内町からの受託事業として、地域生活支援事業の地域活動支援センターを継続して運営いたします。

就労移行支援事業については、利用者確保が難しく、ひまわり園全体の運営が困難となるためやむなく休止とし、替わりに就労継続支援（B型）事業の定員を20名に増やし、更なる工賃向上を目指すため、新たな取り組みを検討しながら推進し、必要な増改築・改修、連携等も引き続き模索してまいります。

| 事業名              | 主な内容   | 事業費（千円）            |
|------------------|--|--------------------|
| (1) 生活介護事業       | 事業内容：排泄及び食事等の介護、創作的活動または、生産活動の機会を提供するとともに、生活機能や身体機能の向上に必要な訓練を行う。<br>支援計画：日々の生産活動、軽運動等を通じ身体機能、作業能力の向上に向けた支援を実施する。<br>日常的な介護についても、ひまわり園の設備で対応可能な範囲で実施、支援していく。<br>支援内容：日常的介護（園設備で実施できる、排泄・食事等の支援）<br>生産活動（園の受注作業等実施）<br>身体機能訓練（体操等を活用した軽運動）   | 17,309<br>(15,381) |
| (2) 就労移行支援事業     | 休止する。  | 0<br>(10,955)      |
| (3) 就労継続支援（B型）事業 | 事業内容：就労の機会や受注・授産活動の機会を園内で提供するとともに、庄内町、庄内地域の地域資源を活用した菓子製造・販売活動を行う。<br>また、新商品の開発並びに既存する商品の改良と種類の追加、期間限定商品等の開発も行い、新たな販路開拓に努める。町内外の各関係機関・関係業者と連携を図り、注文販売、巡回販売、イベント等での販売活動を行いながら、就労に必要な知識・能力向上のための支援を実施。 <u>定員15名から20名に増員。</u><br>支援計画：日々の受注・授産・生産活動の中で、安定した仕事量を確保するとともに、仕事に必要な知識・技術等の習得支援、衛生保持支援等を行い、利用者のニーズに合った支援を行う。 | 44,586<br>(35,527) |

| 事業名        | 主な内容  | 事業費（千円）          |
|------------|---|------------------|
|            | <p>また、同活動に対する工賃支給により仕事への意欲と責任の向上を図り、金銭感覚を身につける、自己の金銭管理の支援を実施</p> <p>支援内容：受注活動（漬物シール貼り・煎餅包裝・みそパッケージじやばら折り等）</p> <p>菓子製造・販売活動<br/>(地域資源を活用した菓子製品の製造・販売)</p> <p>季節限定・期間限定商品の販売<br/>(クリスマス、バレンタイン等)</p>   |                  |
| 就労定着支援事業   | <p>事業内容：就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面・就業面の課題が生じている方を対象に安定して就労が継続できるよう支援。</p> <p>支援計画：相談を通じて日常生活面及び社会生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施</p> <p>支援内容：職場訪問・職場での仕事の様子の把握<br/>雇用先の担当者との情報共有等<br/>相談支援・訪問時、来所時に日常生活<br/>就労に関する相談を実施<br/>必要に応じ関係機関と連絡調整実施</p>                     | 1,150<br>(1,626) |
| 地域活動支援センター | <p>事業内容：町内在住の障害者等が通所し創作活動、生産活動の機会を提供、社会の交流の促進等の便宜を供与することにより、障害者等の社会参加の促進と町内における地域福祉の増進を図る。</p> <p>支援計画：交流活動・創作活動・相談支援を実施し、利用される方の日々の生活を充実したものにできるように支援を行う。また庄内町障害者相談支援センターと連携し、指定福祉サービス事業や就労への移行も検討しながら支援を実施する。</p> <p>支援内容：交流活動、ひまわり園行事への参加、日常生活や社会生活における相談支援、庄内町障害者相談支援センターとも連携、創作活動（エコバック・貼り絵等）、受注活動（ひまわり園受託作業の一部実施）</p> | 4,537<br>(4,352) |